

節税レポート



平成 20年 7月号

発行日 2008.7.1

今月のテーマ 一括償却・即時償却

1. 同じ金額の支出でも、経理処理の方法により損金になったり、ならなかったりで、税額に影響します。
2. 書類一枚提出しているかどうかで、認められる処理方法が異なり税額に差が出ます。
3. 種々の角度から検討することにより、節税が可能になります。

10万円以上の減価償却資産(建物、車両、器具備品等)は原則として、固定資産に計上し、毎期減価償却をします。

これは管理面でも手間ですし、税法上も不利ですね。そこで少額の減価償却資産については、次の特例が認められています。

I 一括償却資産

- 1 20万円未満の減価償却資産は通常の償却に代えて、一括して3年間で償却することができる。
- 2 償却限度額

$$\begin{array}{rcl} \text{その事業年度に取得} & & \text{事業年度の月数} \\ \text{した20万円未満の減価} & \times & \text{—————} \\ \text{償却資産の合計額} & & 36 \end{array}$$

発行	岡崎駿志税理士事務所
住所	〒190-0022 東京都新宿区新宿6丁目27番10号 塩田ビル203
TEL	03(5287)6818
FAX	03(5287)6819
Eメール	info@okazaki-tax.com
URL	http://www.okazaki-tax.com

- 3 期中取得であっても月数按分償却する必要はありません。
- 4 遊休資産となっても償却を続けることができます。
- 5 4 とは逆に、滅失又は除却した資産があっても、その資産残だけを除却損等にできません。
- 6 固定資産税(償却資産税)の課税対象となりません。
- 7 計算例

	一括償却対象額	損金算入額
1) 当期	900,000円	300,000円
2) 次期	1,200,000	1) 300,000 2) 400,000 計 700,000
3) 3期目	1,500,000	1) 300,000 2) 400,000 3) 500,000 計 1,200,000

II 即時償却

1 対象資産

中小企業者が所得価額 30万円未満の減価償却資産を取得・事業の用に供した場合、全額損金に算入できます。

ただし年間300万円までと限度がつけられました。当初は限度は無かったのです。そうするとこの制度でとても恩恵を受ける業種が出てきたのです。パチンコ店です。毎年、幾百台替えても、全額その年に損金処理できることになったのです。そこで上限が設けられました。

2 ただし、固定資産税(償却資産税)の課税対象となります。

Ⅲ 計算例

今年度 ファクシミリ 10台 @29万円 = 290万円
パソコン 10台 @18万円 =180万円 買いました。

償却限度額

$$290万円 + 180万円 \times 12/36 = 350万円$$

Ⅳ 取得価額と償却方法

取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
1 固定資産計上	○	○	○	○
2 即時償却	○	○	○	×
3 一括償却 (3年で償却)	○	○	×	×
4 損金処理	○	×	×	×

固定資産税(償却資産税)との関係

- 1 一括償却処理をした場合、固定資産税の対象外
- 2 即時償却をした資産は固定資産税の対象となります。

